

# 令和6年度仙台市社会的養護自立支援拠点事業実績報告書

## 1. 事業名

令和6年度仙台市社会的養護自立支援拠点事業

## 2. 委託業務の目的

児童福祉や就業支援に精通した職員による支援計画の作成、生活技能習得支援、生活や就業に関する相談支援、退所児童の相互交流等により、児童養護施設等入所児童や退所者等の地域社会における社会的自立促進を図る。

## 3. 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

## 4. 委託業務の対象者

以下、令和6年度中に本業務に関わった対象者数は次の通り。

- (1) 乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設に措置している児童及び措置を解除された者 33名
- (2) 小規模住居型児童養育事業者（以下「ファミリーホーム」という。）又は里親に委託している児童及び委託を解除された者 14名
- (3) 児童自立生活援助の実施を受けている者及び実施を解除された者 7名
- (4) 母子生活支援施設における保護を受けている者及び保護を受けていた者 1名
- (5) 児童福祉法第33条第1項又は第2項の規定により一時保護が行われていた者 1名
- (6) 児童福祉法第26条第1項第2号又は第27条第1項第2号に規定される指導が行われていた者なし
- (7) 虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等であって、社会的養護自立支援拠点事業所において支援が必要と認める者 7名

## 5. 委託業務の概要

### (1) 業務の基本方針

下記、ア～クを基本方針として事業を実施した。→以下はそれぞれの項目に関する報告事項。

ア 業務を通して、対象者の将来の社会的自立を促進する。

→対象者のほとんどが虐待などの影響を受けている可能性があることを認識し、長期にわたる伴走型の支援を通して将来の自立に向けて支援することを心掛けて業務を行った。

イ 常勤職員（専従）1人以上及び必要に応じて職員（兼業可）を配置すること。うち、適切な人数を（2）クに定める役職の者として任命した。

ウ 職員は、社会的自立支援のスキルを身につけるために継続して研さんを積んだ。

→事業実施の運営を通して職員自身も学ぶ機会とし、その他、内部研修、他団体・他機関の研修に参加して研さんを積んだ。他機関・他団体が主催する会議や研修に積極的に参加し、それぞれの支援内容を理解し、対象者の支援につなげた。詳細はp9・10参照。

エ 職員は、児童相談所、里親、児童養護施設等、福祉事務所など、対象者の支援に関わる者等（以下「関係機関」という。）との連携を密にし、効果的な支援が行われるよう努めた。特に、対象者との個別的関わりについては、関係機関との連携を図り、適宜協議して決定した。

→各児童相談所とは、措置・委託解除の際に対象者との面談の場を設定してもらった等の連携が進んでいる。児童養護施設とは学習会開催を通じた連携や措置解除にあたっての相談、退所後に問題を抱えた対象者についての相談が増加している。ただ、施設によって取り組みに差があることから、受益者である対象者に支援が届けられないことも懸念されるため、今後の課題として検討する。児童自立生活援助事業所とは、直接の連携はごく少ないが、当団体の相談者の中に出身者がいて、当事業で支援する間に問い合わせをしたり、ケース会議の際に同席したりしてもらったこともあった。最近、新規の児童自立生活援助事業所が増加しているとのことだが、本事業と共にアフターケアも支援内容に含まれているので、今後さらに連携を密にする必要があると考えている。

- オ 職員は、対象者の意向を尊重するとともに、対象者との信頼関係の構築に努め、対象者が主体的に取り組めるよう配慮する。  
→現状として、対象者が直接相談してくることは稀で、児童相談所、養護施設、里親等からの相談が多いため、初回面談で信頼関係を築くことが重要である。当法人が取り組んできた「傾聴」のスキルを生かして対応することを心がけて取り組んでいる。
- カ 対象者の権利擁護及び虐待防止を図るため、職員に対する研修の実施や、苦情を受け付けるための窓口の設置等、必要な措置を講じた。  
→当法人の活動は、イギリスで実施されていた虐待防止フリーダイヤル「Child Line」を日本に導入することから始まっており、子ども・若者の権利擁護については、特段の配慮を行っている。事務局の電話に虐待相談があったり、ホームページのお問い合わせに本人からの相談が寄せられたりすることもある。苦情処理については、通常よりリスク管理規程を設け、問題があった際には適切に処理を行う体制をとっている。理事の中に弁護士がおり、法的に対応することも可能となっているが、今年度は本事業の対象者からの苦情はなかった。
- キ 関係機関と情報共有を行うことについて、対象者から支援開始時点等で同意を得る。ただし、同意を得られない場合においても、必要に応じて都道府県（児童相談所を含む。）、市町村（こども家庭センターを含む。）及び要保護児童地域対策協議会の間で情報共有を行う。  
→関係機関と情報共有を行うことについては、必ず対象者から支援開始時点等で同意を得ている。情報共有については、機関によっては、本人からの申請をした場合でもなかなか対応してもらえないケースがあったりした。関係機関であっても本事業のことが十分周知されていないこともあるかもしれないので、今後は要保護児童地域対策協議会などへの周知も行っていきたい。
- ク 支援の終了後に関係機関により引き続き支援を行う場合には、必要に応じて対象者の状況等について丁寧な情報提供を行うこと。  
→現状では実施なし

## （2）業務概要

仕様書に沿って下記のように業務を行った。

- ア 専門職や関連業務の実務経験者など、要保護児童の自立支援に精通した職員を配置して委託業務を行った。
- イ 業務実施が可能な人員及び職種を確保した。  
上記ア・イについて年度当初に名簿を提出したが、その後、異動があった際の提出が遅れたため、今回の報告書とあわせて提出する。
- ウ 次の要件を満たす活動拠点を設置した。  
活動拠点として下記を設置した。  
（ア）活動拠点の規模は、事務所、対象者との個別相談室、対象者同士が交流できるラウンジ、トイレ等のほか、業務を実施するために必要な設備を確保した。
- ① 事務所：スカイハイツ 101・102 号室
  - ② 対象者の個別相談室：スカイハイツ 102 号室の一部、スカイハイツ 202 号室、パナハイツ 101 号室
  - ③ 対象者との交流スペース：パナハイツ 101 号室、みやぎのちと人権リソースセンター
  - ④ 自立に向けての体験・学習スペース：サンハイツ 101 号室
- （イ）平日の昼間に相談することが困難な対象者に対して、的確に相談支援を行えるよう、必要に応じて、平日、夜間、土曜日、日曜日及び祝日に開所する等相談支援体制に配慮した。事務局開局時間は平日 9:15～18:00、相談対応時間は基本平日 10:00～17:00 とした。ただし、相談者の都合に合わせて、適宜、平日夜間・土・日・祝日等に対応する体制をとった。緊急の事態が想定される場合の連絡先も決めておき、迅速な対応を行う体制をとった。
- （ウ）机、椅子、キャビネット、パソコン等事業の実施に必要な設備を準備する。  
社会的養護の事業を開始して 8 年が経過し、オフィス家具や機材等が古くなったものを廃棄し、リニューアルを行った。

- エ 支援内容などに関して、弁護士による法律相談を受けられるよう体制構築を行った。  
以前より、仙台弁護士会の4名の弁護士有志で組織している「子どもリーガルサポートチーム (CLT)」に依頼し、適宜相談を受けられる体制をとっており、本業務でもその体制を継続する。  
令和6年度は、弁護士の支援を受けた対象者は4名。そのうち、破産手続に至った者が2名であった。いずれも、6ヶ月～1年かかっている。
- オ 対象者との相談について、対象者が相談しやすい環境づくりのため、対面又は電話以外の方法（メール、SNS等）によっても実施する。メールやSNS等により実施する場合には、対象者に合わせて積極的に連絡をとった。  
体調不良や気分の落ち込み、犯罪に巻き込まれる可能性等、緊急対応が必要となるかもしれない対象者の中で、携帯代金が滞っていてメールが使えない利用者もあったため、LINEでの連絡も行えるように対応した。現時点でLINE交換者は7名あるが、若者にとって、LINEはいつでも見てもらえるものという認識がある一方、肝心の時に既読がつかないなどの問題があるため、職員の対応が難しい場合もあり、今後の課題となっている。通信手段を持たない対象者にはプリペイド携帯を貸し出しているが、対象者がチャージや充電をしないと機能しないことも課題であり、連絡が取れないときは必要に応じて訪問もしているが、不在も多く、対象者が増加していることもあり、今後も検討を重ねたい。
- カ 対象者が公認心理師等から心理療法等の支援を受けられる体制構築を行った。  
このことについては、本業務の受託者である「特定非営利活動法人チャイルドラインみやぎ」の理事の中に精神科医、公認心理師もいるが、本業務では心理療法の支援が義務付けられるため、本業として心理療法を行っている支援者と契約を行う必要がある。これまで関わってきた対象者の中には、個別に発達相談支援センターでの検査援助や精神科医院への通院同行などを行っているケースもあり、急な支援者の変更は混乱もあり得るため、個別ケースへの対応を継続しながら、提示されている体制構築に努めた。しかし、結果として、今年度の対象者の中には心理療法を受ける者はいなかった。すでに医療機関にかかって、継続して通院している者は7名あり、通院の同行支援を行うことはあった。
- キ あらかじめ、運営方針、職員の職務内容、支援内容、金銭及び物品管理の方法、対象者の権利擁護に関する事項等についての運営規程を定めることについては、すでに定めている規程もあるが、本業務受託に際して、社会保険労士と契約して雇用に関する就業規則や法改正などに基づき、見直しを行って整えたほか、個人情報保護の件の見直しを行った。

ク 業務内容は以下の通り。

(ア) 支援体制整備業務

a 【支援コーディネーター（管理者）の配置】

- ・社会的養護自立支援事業所の適切な運営を管理するとともに、対象者の将来の自立に向けた支援計画の策定やその他支援全体を統括する支援コーディネーターを配置した。

b 【関係機関との連携】

- ・関係機関との連携を密にし、効果的な支援を行うよう努めた。  
当団体としてはこれまで関係してきた機関や団体主催の会議や研修等には極力参加しており、ネットワークを構築してきたところで、対象者の相談を受けた際も支援やアドバイスを求めることができる場所を増やしてきた成果が支援内容にも生かされている。  
以下のように関係機関、連携団体との会議に参加した他、ケース会議等を実施した。

・関係機関、連携団体との会議等

	月日	場所	主催	会議名	参加者数	従事者数
1	5月31日	宮城自治労会館	一般社団法人 パーソナルサポートセンター	一般社団法人 パーソナルサポートセンター総会	約20	1
2	6月12日	弁護士会館 ・Zoom	仙台弁護士会	児童虐待問題研究会	約35	5
3	6月15日	仙都会館・Zoom	認定特定非営利活動法人 ロージーベル	第32回関係機関団体連絡協議会	23	1

4	6月24日	仙台市市民活動サポートセンター	特定非営利活動法人 せんだいファミリー サポート・ネットワーク	法人設立20周年記念事業 子育て支援における拠点の役割、NPOの 力～これまでの20年、そしてこれからの 20年～	70	1
5	6月28日	日立システムズ ホール仙台	仙台市こども若者局 こども若者支援部	令和6年度仙台市子ども・若者支援地 域協議会 代表者会議	34	1
6	7月5日	Zoom	特定非営利活動法人 えんじゅ	特定非営利活動法人えんじゅ創立総会	45	1
7	7月24日	エル・ソーラ仙 台	エル・ソーラ仙台	令和6年度 出張型相談『女子のため のほっとスペース』協力団体連絡会	30	2
8	9月9日	宮城県自治会館	チャイルドラインみやぎ、 みやぎ連携復興センター	宮城県子ども・若者支援会議	11	3
9	9月19日	宮城自治労会館	一般社団法人パーソナル サポートセンター	令和6年度暮らし支える総合相談 事業ネットワーク会議	24	1
10	10月11日	TKP 仙台西口ビ ジネスセンター	社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 (東京ボランティア・市民活 動センター)	ゴールドマン・サックス・ギブズ・コミ ュニティ支援プログラム『全国若者自 立支援プロジェクト』東北ブロック会 議～子どもの自立支援のためにつな がる!!～	33	1
11	10月16日	弁護士会館	仙台弁護士会	児童虐待問題研究会	約 25	1
12	10月28日	大崎合同庁舎	宮城県環境生活部 共同参画社会推進課	宮城県子ども・若者支援地域協議会 実務担当者部会(大崎・栗原圏域)	26	1
13	11月12日	登米合同庁舎	宮城県環境生活部 共同参画社会推進課	宮城県子ども・若者支援地域協議会 実務担当者部会(登米・気仙沼圏域)	16	1
14	11月15日	宮城県庁	チャイルドラインみやぎ、 みやぎ連携復興センター	宮城県子ども・若者支援会議	6	3
15	1月28日	宮城県行政庁舎	宮城県環境生活部 共同参画社会推進課	宮城県青少年問題協議会	34	1
16	2月5日	弁護士会館	仙台弁護士会	児童虐待問題研究会	15	1
17	2月15日	トークネットホ ール仙台・Zoom	認定特定非営利活動法人 ロージーバル	第34回関係機関団体連絡協議会	19	2
18	2月19日	Zoom	特定非営利活動法人 えんじゅ	特定非営利活動法人えんじゅ 臨時総会	40	1
19	3月3日	宮城県自治会館	チャイルドラインみやぎ、 みやぎ連携復興センター	宮城県子ども・若者支援会議	15	4
20	3月19日	宮城自治労会館	一般社団法人パーソナル サポートセンター	令和6年度暮らし支える総合相談 事業ネットワーク会議	26	1
延べ人数 計					約 547	33

・ケース会議等

	月日	場所	内容	参加関係機関・団体	参加者数	従事者数
1	4月5日	太白区保護課	引越しの手続き 関係確認	対象者 太白区保護課 2名 一般社団法人パーソナルサポートセンター1名 チャイルドラインみやぎ 1名	5	1
2	4月26日	株式会社 千手パレスト	現状報告と 今後について	対象者 一般社団法人思箭相談支援事業所 おもいやライフ1名 株式会社M&K 1名 株式会社千手 パレスト 2名 岩沼市社会福祉課障害福祉係 1名 児童養護施設仙白天使園 1名 チャイルドラインみやぎ 3名	10	3
3	5月2日	太白区保護課	アルバイト・ 収入について	対象者 太白区保護課第二課 1名 チャイルドラインみやぎ 1名	3	1
4	5月24日	対象者入居グ ループホーム 会議室	現在の生活状況 についての確 認、金銭管理に ついて	対象者 岩沼市健康福祉部社会福祉課保護係 1名 一般社団法人思箭相談支援事業所 おもいやライフ1名 チャイルドラインみやぎ 2名	5	2
5	6月26日	対象者 元里親宅	今回相談に 至った経緯	対象者の元里親 1名 チャイルドラインみやぎ 2名	3	2
6	7月26日	パナハイ ツ101	施設退所前 の児童の相談	東部児童相談所気仙沼支所 1名 チャイルドラインみやぎ 2名	3	2
7	9月4日	仙白天使園	対象者について の情報共有	児童養護施設仙白天使園 2名 チャイルドラインみやぎ 3名	5	3

8	9月 12日	仙台天使園	新規対象者と 現在の状況確認	児童養護施設仙台天使園 2名 チャイルドラインみやぎ 2名	4	2
9	9月 18日	株式会社 千手バレスト	現在の状況と 今後について	対象者 一般社団法人思箭相談支援事業所 おもいやライフ 1名 株式会社M&K 1名 株式会社千手 バレスト 2名 訪問看護ステーションあやめ仙台若林 1名 児童養護施設仙台天使園 1名 チャイルドラインみやぎ 3名	10	3
10	9月 19日	パナハイツ 101	近況確認、 今回の経緯確認	対象者 ざおうホーム 1名 チャイルドラインみやぎ 3名	5	3
11	9月 24日	PSC 事務所	対象者について 情報共有	一般社団法人パーソナルサポートセンター 3名 チャイルドラインみやぎ 1名	4	1
12	9月 25日	PSC 事務所	対象者について 情報共有	一般社団法人パーソナルサポートセンター 3名 チャイルドラインみやぎ 1名	4	1
13	9月 27日	パナハイツ 101	今後について、 近況報告	対象者 ファミリーホームざおうホーム 1名 チャイルドラインみやぎ 3名	5	3
14	9月 29日	仙台天使園	対象者について 情報共有	児童養護施設仙台天使園 1名 チャイルドラインみやぎ 2名	3	2
15	10月 17日	PSC 事務所	近況確認、 金銭面の確認	対象者 一般社団法人パーソナルサポートセンター 2名 チャイルドラインみやぎ 1名	4	1
16	10月 22日	PSC 事務所	状況確認、 今後の居場所について、 物件の契約について	対象者 ファミリーホームざおうホーム 1名 ワンファミリー仙台 1名 一般社団法人パーソナルサポートセンター 1名 チャイルドラインみやぎ 1名	5	1
17	2月 14日	中央 児童相談所	新規対象者と顔 合わせ、登録	対象者 中央児童相談所 2名 チャイルドラインみやぎ 3名	5	3
18	2月 21日	株式会社 千手バレスト	今後の支援について	一般社団法人思箭相談支援事業所 おもいやライフ 1名 岩沼市健康福祉部社会福祉課保護係 1名 岩沼市社会福祉課障害福祉係 1名 株式会社M&K 1名 株式会社千手 バレスト 2名 訪問看護ステーションあやめ仙台若林 1名 児童養護施設仙台天使園 1名 チャイルドラインみやぎ 3名	11	3
19	3月 5日	パナハイツ 101	新規対象者との 顔合わせ	対象者 十和田市社会福祉法人至誠会 児童養護施設あけぼの学園 2名 チャイルドラインみやぎ 2名	5	2
20	3月 17日	中央 児童相談所	新規対象者との 顔合わせ、登録	対象者 中央児童相談所 2名 チャイルドラインみやぎ 2名	5	2
21	3月 18日	仙台天使園	新規対象者との 顔合わせ、登録、 同行について	対象者 児童養護施設仙台天使園 3名 チャイルドラインみやぎ 2名	5	2
延べ人数 計					109	43

・担当部署との打ち合わせ、報告

- ・仙台市との定例打ち合わせ 4月25日(木) 仙台市役所上杉分庁舎  
内 容：3月の月次報告と今後について  
参加者：仙台市こども若者局子ども家庭保健課家庭支援係 佐藤薫、羽賀浩貴  
仙台市児童相談所 木戸友理菜  
チャイルドラインみやぎ 小林純子、美野オリン

・宮城県および仙台市と本事業について合同会議

- ① 6月21日(金) 宮城県自治会館  
内 容：今年度事業について  
参加者：宮城県保健福祉部子ども・家庭支援課社会的養育支援班  
課長補佐(班長) 勝倉徹、主任主査 伊藤一機  
仙台市こども若者局子ども家庭部子ども家庭保健課  
家庭支援係(子育て安心担当)主事 羽賀浩貴  
チャイルドラインみやぎ 小林純子、米山果凛、美野オリン、門脇美香

② 9月30日(月) 宮城県庁

内 容：次年度事業予算について、本事業について

参加者：宮城県保健福祉部子ども・家庭支援課社会的養育支援班  
課長補佐(班長) 勝倉徹、主任主査 伊藤一機  
仙台市子ども若者局子ども家庭部子ども家庭保健課  
家庭支援係(子育て安心担当)主事 羽賀浩貴  
チャイルドラインみやぎ 小林純子、藤石伸子

・その他打ち合わせやヒアリング等

	月日	場所	内容	参加者	参加者	従事者
1	5月8日	パナハイツ101	子どもの権利ノート作成のためのヒアリング	宮城県保健福祉部子ども・家庭支援課 児童相談支援班2名 チャイルドラインみやぎ2名	4	2
2	5月10日	アネスティ法律事務所	本事業についての打ち合わせ	子どもリーガルサポートチーム(略称:CLT)4名 一般社団法人パーソナルサポートセンター1名 チャイルドラインみやぎ4名	9	4
3	5月21日	Zoom	えんじゅ主催「こども家庭庁通知を読んでワイワイ語る会」へ参加	チャイルドラインみやぎ1名 他団体約20名	約20	1
4	5月28日	パナハイツ101	連携依頼のため来局	特定非営利活動法人いのちのパン3名 広島県東部・北部里親支援センター明日葉1名 チャイルドラインみやぎ2名	6	2
5	6月10日	Zoom	本事業についてのヒアリング	えんじゅ1名 チャイルドラインみやぎ1名	2	1
6	6月19日	パナハイツ101	本事業についてのヒアリング	一般財団法人仙台子ども財団6名 チャイルドラインみやぎ5名	11	5
7	7月4日	Switch事務所	「仙台市若者自立・就労支援事業『ユースPASSO』関係者向け事業説明会」へ参加	チャイルドラインみやぎ1名 他団体18名	19	1
8	7月16日	Zoom	公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン主催「子ども・地域応援ファンド第3回公募説明会」へ参加	チャイルドラインみやぎ1名		1
9	7月25日	ふうどばんく東北 AGAIN	対象者の支援のための食料受け取り	ふうどばんく東北 AGAIN 1名 チャイルドラインみやぎ2名	3	2
10	8月30日	Zoom	えんじゅ主催「アフターケア事業の現状に関する調査結果報告会」へ参加	チャイルドラインみやぎ5名 他団体約60名	約60	5
11	10月12日	パナハイツ101	事業についてのヒアリング	社会福祉法人愛成会 社会的養護自立支援事業「つなぐ」1名 社会福祉法人藤聖母園児童養護施設藤聖母園1名 チャイルドラインみやぎ2名	4	2
12	11月13日	いのちのパン	対象者の支援のための食料受け取り	特定非営利活動法人いのちのパン1名 チャイルドラインみやぎ1名	2	1
13	1月10日	事務局	次年度事業説明のため来局	社会福祉法人宮城県共同募金会1名 チャイルドラインみやぎ1名	2	1
14	2月28日	Harmony 事務所	社会保険労務士と打ち合わせ	合同会社 Harmony 社会保険労務士 1名 チャイルドラインみやぎ 2名	3	1
15	3月6日	ふうどばんく東北 AGAIN	対象者の支援のための食料受け取り	ふうどばんく東北 AGAIN 1名 チャイルドラインみやぎ 2名	2	2
16	3月17日	事務局	就労支援バグトレ参加のため打ち合わせ	認定NPO法人育て上げネット 1名 チャイルドラインみやぎ 1名	2	1
延べ人数 計					約149	30

c 【継続支援計画の作成】

- ・支援計画は、生活や就労等に困難な課題を抱えており、継続的な支援が必要であると判断した者について、支援コーディネーター(管理者)は支援計画を策定した。策定に当たっては以下のことに留意して策定を行った。
- ・対象者の意向、心身の状態や生活状況、関係機関の意見などの必要な情報を収集した上でアセスメントを行った。

- ・支援上の課題、課題解決のための支援目標、目標達成のための具体的な支援内容を定め、退所後の生活等を考慮した計画とした。
- ・対象者の意向を十分に踏まえるとともに、事前に内容を十分に説明し、対象者本人が主体的に取り組めるよう配慮した。
- ・必要に応じて、児童相談所や児童福祉施設、医療機関、就業支援機関等の関係機関の意見を踏まえて策定した。
- ・対象者の生活状況等に変化が生じた場合には、変化の状況に応じて速やかに支援計画の見直しを行うとともに、必要に応じて関係機関とも共有した。
- ・生活上の問題と求職上の問題は密接に関係することから、支援計画の策定の有無にかかわらず、生活相談支援員と就労相談支援員が連携して支援を行うことができるよう毎朝打合せを実施し、支援コーディネーター（管理者）は支援全体を把握して事業を実施した。
- ・本年度継続支援計画作成対象者は、新規 23 名、継続者 23 名、計 46 名、のべ作成数は 164 であった。
- ・支援計画は、支援終了後、原則として 5 年間は適切に管理・保管し、保存期間満了後は適切に処分することを遵守する。

d 【社会的養護自立支援に関する企画立案】

- ・事業の目的達成に資する支援方法についての企画を以下のように実施した。

社会的養護の実態を広く社会に伝え、社会全体で社会的養護に至った対象者の支援を行う機運を醸成するための講演会や研修を主催した。

① 社会的養護関係者向け研修 「共に考える 子ども・若者の『安全基地』」	参加者数	従事者数
日時：10月25日（金）10:00～16:00 場所：日立システムズホール仙台 エッグホール		
(1) 講演 「虐待が及ぼす影響と私たちにできる支援」 講師 仙台市夜間休日こども急病診療所所長・東北会病院副院長 村田祐二氏	25	5
(2) 社会的養護の事業内容と現状の報告 報告者 特定非営利活動法人チャイルドラインみやぎ 代表理事 小林純子	15	5
(3) ワークショップ 子ども・若者の心の『安全基地』を考える	13	5
実人数 計	25	5

② 里親、里子ほか社会的養護関係者向けイベント「子どもの力を見つける講座」	参加者数	従事者数
日時：2月9日（日）10:00～14:30 場所：日立システムズホール仙台 エッグホール・クッキングルーム		
(1) 大人・若者向けプログラム（エッグホール） 報告 『チャイルドライン』『社会的養護自立支援拠点事業』から見える子どもの現状 報告者 特定非営利活動法人チャイルドラインみやぎ 代表理事 小林純子	12	5
講義 「子ども・若者のインターネット利用について」 講師 弁護士 花島伸行	12	5
ワークショップ 子ども力を見つける アドバイザー 子ども虐待防止ネットワーク・みやぎ 事務局長 鈴木俊博 NPO 法人ハーティ仙台 代表理事 八幡悦子 公認心理師・臨床心理士 松田るり	11	6
(2) 子ども向けプログラム（クッキングルーム） 内容：クッキング（サンドイッチ、おにぎり） 工作（紙コップ鉄砲、紙コップDE こま、ロケット飛ばし）	4	3
実人数 計	16	11

②人材育成養成講座

今後ますます増加すると考えられる対象者に対する支援を行うため、市民レベルでの虐待防止活動、孤独・孤立を解消する寄り添い活動、ソーシャルスキルを学ぶ環境を整える活動、当事者同士の交流のためのイベント実施活動などを広げていくことを目的とした人材育成事業と、活動のための専門知識を学ぶ講座を実施した。

◆子ども・若者サポーターズ養成講座

日付：6月16・23・29・30日、7月7日

場所：日立システムズホール仙台 研修室1・2

日付	科目	講師	参加者数	従事者数
6月 16日	人権について ーヒトの生態特性から考えるー	東北学院大学・宮城教育大学 非常勤講師 三條秀夫	8	5
	子ども・若者が巻き込まれる被害について	弁護士法人青葉法律事務所 弁護士 花島伸行	8	5
	インターネット・SNS 利用について	同上	8	5
6月 23日	子ども・若者の現状と課題	NPO 法人チャイルドラインみやぎ 代表理事 小林純子	7	4
	性に関する基礎知識	NPO 法人ハーティ仙台 代表理事・助産師 八幡悦子	7	5
	子どもの権利・アドボカシーについて	NPO 法人チャイルドラインみやぎ 代表理事 小林純子	7	4
6月 29日	児童相談所の役割について・ 社会的養護の現状	宮城県中央児童相談所 高橋美由紀	8	5
	LGBTQ に関する基礎知識と対応について	NPO 法人ハーティ仙台 代表理事・助産師 八幡悦子	7	5
	社会的養護・アフターケア事業について	NPO 法人チャイルドラインみやぎ 代表理事 小林純子	7	4
6月 30日	発達障害のある子どもへの理解と対応	宮城学院女子大学 教授 梅田真理	10	6
	チャイルドラインのオンラインチャットについて	NPO 法人チャイルドラインみやぎ 事務局長 藤石伸子	8	5
	オンラインチャットデモンストレーション	NPO 法人チャイルドラインみやぎ 事務局長 藤石伸子	8	5
7月 7日	虐待が及ぼす影響と私たちにできる支援	仙台市夜間休日子ども急病診療所所長・ 東北会病院副院長 村田祐二	10	5
	こころの声を聴くこと	NPO 法人チャイルドラインみやぎ 支え手 北條久也	9	5
	今後の活動について	NPO 法人チャイルドラインみやぎ 代表理事 小林純子	8	4
延べ人数 計			120	72

◆子ども・若者の現状を知り、実際に相談業務を行うための学習  
及び業務を行っている現場を見学する研修

月日	時間	参加者数	従事者数
6月18日	16:00~18:00	3	2
8月9日	14:00~16:00	3	1
9月3日	18:30~21:00	3	2
1月7日	16:00~17:00	5	2
1月14日	16:00~17:00	3	2
1月21日	19:00~19:30	4	2
2月4日	16:00~18:00	3	2
2月8日	10:00~12:00		5
延べ人数 計		24	18

e【事業の広報・啓発】

- ・ ホームページ掲載やパンフレット作成などで、事業の周知に努めた。

① ホームページ

昨年度まで宮城県より受託していた「宮城県社会的養護自立支援事業」と仙台市より受託していた「仙台市児童養護施設等入所児童自立支援・アフターケア事業」が合同事業の「社会的養護自立支援拠点事業」となったため、これまでの各 HP を閉鎖し、合同のホームページを新設した。その際、過去の実績も引き継ぐ部分も残した。早速「お問い合わせ」のサイトから、対象者本人からの相談も寄せられている。

② パンフレット

事業対象や内容が増えたこともあり、これまでのパンフレットを刷新し、対象者に伝えたい内容を盛り込んだ「子ども・若者版」と一般を対象として社会的養護の実態を伝え、関心を寄せて支援してもらえるような「大人版」の2種類を作成して各方面に配布した。

③ その他の広報啓発

講演会や研修の実施、講師派遣など多様な方法で効果的な広報・啓発を行った。

- ・ 代表理事が本事業啓発のために講師等として参加したもの

	月日	場所	催し物名	主催
1	9月 4日	仙台天使園	仙台天使園職員研修会	仙台天使園

2	10月11日	TKP 仙台西口 ビジネスセンター	ゴールドマン・サックス・ギブズ・コミュニ ティ支援プログラム 『全国若者自立支援プロジェクト』 東北ブロック会議～子どもの自立支援の ためにつなごう!!～	社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 (東京ボランティア・市民活動 センター)
3	11月14日	仙台市子ども若者局	のびすく子育てコーディネーター研修会	仙台市子ども若者局子ども家庭部 子育て応援都市推進課
4	11月21日	仙台銀行 イズミティ 21	令和6年度 青少年健全育成みやぎ県民のつどい	青少年のための宮城県民会議
5	11月23日	大崎市役所	第16回虐待防止・県北シンポジウム	虐待防止県北シンポジウムの会
6	2月5日	仙台弁護士会館	児童虐待問題研究会	仙台弁護士会
7	2月16日	ファミリーホーム ぐるんぱハウス	ももじゃむ	なごみの会北部支部

また、地方新聞社の取材を受け、社説に取り上げてもらった際に、複数の里親から問い合わせがあった。また(iv)の企画の周知に際し、マスコミからイベント告知を発信してもらったところ、多様な参加者からの申し込みがあった。

#### f 【職員研修の実施】

- 本事業を担当する職員に対し職員研修を実施し、業務を行う上で必要な知識と経験を備えるため、子ども家庭庁、宮城県、仙台市などが主催する研修、みやぎ里親支援センターけやき、アフターケア事業ネットワーク「えんじゅ」、ほか民間主催の研修などに積極的に参加し、研鑽を積んだ。

##### ① 新人職員研修

今年度は職員の異動が多くあり、新規採用が3名あった。採用の時期はまちまちであったため、採用の都度研修を行うことは大変ではあったが、旧職員にとっても新たな視点で業務を見直すきっかけとなり、新人職員研修のプログラムを整えることができた。社会情勢として求人難の時期にも拘らず、社会福祉士資格等専門性を持つ職員を採用できた。

##### ② 職員内部研修

業務内容の確認、理念、これまでの支援ケース等を伝達することが主であったが、当団体の事業である18才までの子ども若者に対応する電話やオンラインチャットの場で、実際の子ども・若者とのやりとりを経験する研修にも参加した。実際に様々な子ども・若者の相談を受けたり、聞き取りを行う際の接し方を学んだりしたことは非常に効果があった。

##### ③ 職員外部研修

県、市、他機関、他団体等が主催する研修案内の中から、本事業に関する研修に以下のとおり参加した。

	月日	場所	主催	研修名称	講師	参加者数	従事者数
1	5月13日	Zoom	アフターケア事業全国ネットワークえんじゅ(以下えんじゅ)	子ども家庭庁通知読み解き会	社会福祉法人越前自立支援協会一陽 霜大輝	約45	5
2	6月12日	Zoom	仙台弁護士会	虐待問題研究会 児童相談所における児童心理司の役割	宮城県中央児童相談所 心理支援第一班 川越聡一郎	10	5
3	8月30日	Zoom	えんじゅ	アフターケア事業の現状に関する調査結果報告会	えんじゅ事務局 今井峻介	約60	5
4	9月14日	のびすく 泉中央	みやぎ里親支援センターけやき	ドキュメンタリー映画『REAL VOICE』&トークセッション	監督・ACHA プロジェクト代表 山本昌子 里親委託若者当事者	約70	3
5	10月4日	Zoom	えんじゅ	2024年度えんじゅ年次大会@福岡 「『支援』とはータテの成長とヨコの成長ー」	認定NPO法人抱撲 理事長 奥田知志	約109	5
6	10月5日	仙台市 福祉 プラザ	キャブネット・みやぎ	キャブネット・みやぎ25周年記念 杉山登志郎先生講習会 「トラウマ『こころの傷』をどう癒やすか」	福井大学こどものこころの発達支援センター児童青年期こころの専門医育成部門 客員教授 杉山登志郎	約100	4
7	10月16日	弁護士 会館	仙台弁護士会	児童虐待問題研究会「一般社団法人子どもアドボカシーセンターみやぎの活動」	一般社団法人子どもアドボカシーセンターみやぎ 代表理事 檀崎たつみ	約25	1
8	11月22日	みやぎ NPO プラザ	みやぎNPO プラザ	NPOのためのSNS活用講座	行列のできるチラシ屋さん・終日舎 代表 岩谷淳子	20	1

9	11月28日	仙台市子ども若者相談支援センター	宮城県青少年補導センター 連絡協議会	研修会 「生きづらさを抱える若者の支援について」	特定非営利活動法人 BOND プロジェクト 代表 橘ジュン	約20	2
10	12月20日	Zoom	えんじゅ	拠点事業の仕様書に関する調査結果報告会	えんじゅ事務局 今井峻介	約25	3
11	2月1日	エル・パーク仙台	仙台市男女共同参画推進センター エル・パーク仙台	ストップ!DV・性暴力市民講座2024 第2回「子ども・若者をとりまく性暴力-傷ついた心のためのトラウマインフォームドケア」	上智大学総合人間科学部心理学科 准教授 齋藤梓	約30	4
12	2月8日	Zoom	チャイルドライン 北海道・東北エリア	令和6年度チャイルドライン北海道・東北エリア研修会 「児童・思春期の子どもへのメンタルサポート～揺れ動く子どものころをどのように支えるか～」	NPO法人 ReLink 理事長 福島県立医科大学看護学部 家族看護部門（精神看護学領域）佐藤利憲	約15	5
13	3月12日	Zoom	認定特定非営利活動法人 Switch	宮城県若者こころの支援事業メンタルヘルスオンラインセミナー 「若者がはまる!? ゲーム依存とギャンブル依存の実態～回復の体験談を踏まえて～」	一般社団法人グレイス・ロード甲斐サポートセンター センター長 坂元拳	約40	5
14	3月21日	Teams	特定非営利活動法人 人育て上げネット	「バグトレ前編」 研修動画 SOREDO 視聴	株式会社デジタルハーツ 今成真之介	6	5
15	3月28日	Teams	特定非営利活動法人 人育て上げネット	「バグトレ後編」 teamsにて参加	株式会社デジタルハーツ 今成真之介	約20	5
延べ人数 計						約570	57

(イ) <生活相談業務>

a 【生活相談支援員の配置】

- 生活相談支援員を2名充て、必要な支援を行ったが、支援内容が就労相談と重複することも多かったため、就労相談支援員と協働することがあった。対象者それぞれの現状を確認するため、全支援員で毎朝打合せを行った。

b 【退所を控えた者に対する支援】

① 個別相談

関係機関との情報共有に努め、退所後の支援が特に必要な者をあらかじめ把握し、必要と思われる場合は紹介をしてもらった。

対象者が入所している施設や児童相談所、委託されている里親などと連携し、面談の際に本人のニーズを確認しながら、自立ができるよう支援した。退所前は、児童相談所や施設の職員が同席しての相談が多く、あまり本人の困り感がないことが多かった。

まだ本人は実感がないこともあり、今後困ったときは退所施設の先生を通してでもよいので本事業につながってほしいことや、地域で独り暮らしをするにあたって留意すべきことなどを、先輩の事例も含めて話をした。他県への進学就職については、住民票移動等の同行も行った。

教育機関を退学した者への進路や求職活動に関する相談に応じた。

退所直前の相談の中には、他県からの相談が東北3県よりあり、ほとんどは仙台の学校へ進学または仙台で就職というものだった。

新規登録者 38名 継続者のべ 28名 件数のべ 73件

※退所を控えた者に対する支援には、ソーシャルスキル学習会参加者も含む

② ソーシャルスキル学習会の実施

地域生活を始める上で必要な知識、社会常識等（コミュニケーションスキル、生活習慣、金銭教育、職業教育を含む）を学ぶソーシャルスキル学習会等を設けた。

対象者が参加したくなるような内容や効果的に知識、スキル等が身につく内容になるよう工夫を行ったが、下記のような問題も生じた。

児童養護施設へ出向いての学習会についての実施にあたっては、子どもからの意見聴取として、テーマについて子どもたちへのアンケートをとった。合わせて職員へのアンケートを行ってプログラムを組んだ。施設の日程と講師の調整に例年よりも時間がかかったことや、施設によって実施がなかったり、回数の差があったりするため、受益者である対象者に支援を届けられないことも懸念される。手法について検討が必要になってきている。

実施状況 計 12回実施 児童参加者数 57名 職員参加者数 36名 従事者数 39名

ソーシャルスキル学習会詳細

	月日	場所	科目	講師	参加者数		従事者数
					児童	職員	
1	7月28日	仙台天使園	将来について考えよう	チャイルドラインみやぎ 小林純子	1	2	2
2	7月31日	仙台天使園	メイクアップ	ヒューマンスキルR 小野寺理恵	3	2	3
3	8月19日	サンハイツ101	一人暮らし体験	チャイルドラインみやぎ 職員	1	0	3
4	9月29日	仙台天使園	スマホ・インターネット	弁護士 勝田亮	14	5	3
5	9月29日	みんなの家	社会生活で役立ててほしい 法的知識	弁護士 花島伸行	1	1	2
6	10月27日	丘の家子ども ホーム	好きな人ができたら	弁護士 花島伸行	6	4	4
7	11月3日	仙台天使園	生活上のお金のこと	弁護士 花島伸行	5	4	3
8	11月17日	丘の家子ども ホーム	生活上のお金のこと	弁護士 坂口真理子	7	4	3
9	11月30日	ラ・サール・ ホーム	生活上のお金のこと	弁護士 北島みどり	5	4	4
10	12月15日	丘の家子ども ホーム	スマホ・インターネット	弁護士 花島伸行	6	4	4
11	1月25日	ラ・サール・ ホーム	スマホ・インターネット	弁護士 勝田亮	1	2	4
12	1月26日	丘の家子ども ホーム	性の問題	NPO 法人ハーティ仙台 代表理事 八幡悦子	7	4	4
延べ人数 計					57	36	39
延べ人数 計					93		39

c 【退所後の支援】

生活相談

新規 27 名 継続者のべ 308 人 件数のべ 3,152 件

- ・居住、家庭、交友関係、将来への不安など生活上の問題についての相談に応じ、必要に応じて関係機関と連携する等により支援を行った。
- ・単に情報提供や助言を行うだけでなく、医療機関受診や行政手続等への同行など、対象者のニーズに応じて適切な支援を行った。
- ・その他、地域社会において自立生活する上で必要な支援を行った。
- ・今年度は金銭面で躓く対象者が多く、生活保護受給、弁護士への相談、破産手続き 2 件など困難ケースと長期にかかわるケースが多かった。特に就労先で寮に入っており、仕事を辞めて家も失ったケースでは、負債を抱えていることがあったり、保証人が得られなかったりなど、困難なケースも多かった。

生活保護受給者 6 名

生活保護受給決定後、保護課による居宅訪問の際に同席し、生活状況の説明等をサポートした。同行回数 10 回、対象者実人数 4 名。

破産手続き 2 名

負債が大きく、弁護士に相談するのに同行し、破産手続きに関しても書類のやり取りなど弁護士と連携して手続きを進めた。

- ・今年度は特に困難ケースが多く、支援が数名重複し、長期にわたり継続した。

以下は困難ケースの例

- ① 対象者に障害があり、福祉的な支援を受けているケースで、支援事業所、グループホーム、作業所等のネットワークができているが、対象者がその状況に満足できず当事業の支援を希望した場合、かなり情報交換をしていかないと対応が難しかった。
- ② 本人の理解度が低く、郵便で届く書類の内容が理解できずに放置しているケースで、滞納している請求書、行政からの告知、手続きについての連絡等一切手つかずで、ガスや水道、電気等が止まってしまい、施設職員や里親に連れられて相談に来るケースも複数あった。
- ③ 仕事先の寮に入っていたが、仕事を辞めて退去しなければならなくなったケースが増加している。多くは金銭的にも困窮しており、保証人になってもらえる人もいないため、生活保護を受給できても住居を探すことが難しかった。
- ④ 学生支援機構の貸付を受けて大学に進学したものの、単位を落として奨学金が停止、その後の授業料を支払うことができないと相談があったが、金銭的な支援ができないため、十分な対応はできなかった。
- ⑤ 支援をして住居を借り、生活保護受給も始まったが、その後行方不明になった。不動産

会社や保護課からの問い合わせもあるが、対応できなかった。

- ⑥ 東北の児童養護施設職員の集まりなどで支援コーディネーターが事業について話をすることも増えて、事業が広く知られるようになり、県外の関係者からの支援要請が増加している。

(ウ) <就労相談業務>

a 【就労相談支援員の配置】

- ・ 就労相談支援員は、適切な相談、助言や情報提供等により、就労相談、その他必要に応じた適切な支援を行った。支援の内容が生活相談と重複することが多かったため、生活相談支援員と協働することがあった。対象者それぞれの現状を確認するため、全支援員で毎朝打合せを行った。
- ・ 就労相談支援員は、2023年度まで共同体として事業を行ってきた一般社団法人パーソナルサポートセンターを協力団体として、対象者1名に対し就労相談支援業務を行った。

b 【就労相談】

- ・ 退職の際の勤務先の雇用環境が非常に良いにもかかわらず、退職に至った例が2ケースあった。反対に雇用契約や解雇の理由に疑問があるものもあったため、就労の際の適切な職場環境の確保がさらに必要と思われた。
- ・ 雇用先となる職場の開拓については、雇用先から望まれる仕事と、対象者が望む仕事のギャップがあり、十分なことができなかった。
- ・ 就職面接等のアドバイスを行った。
- ・ 公共職業安定所等の就労支援機関利用の際に同行した。
- ・ 事業主からの相談対応を含む就労後のフォローアップを行った。
- ・ 「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付金事業」の実施主体と連携し、定期的に貸付金の借受人の生活及び就労状況を把握するとともに、適時相談を実施することにより、効率的な自立支援を行った。
- ・ その他就労支援に必要な事業を行った。

結果として退所前の就労支援対象者はなかった。

退所後の支援は、新規登録者3名 継続者のべ34名 件数のべ275件

今年度は退職または解雇された後に就労の必要がある者が多かった。生活費もままならない状況で支援を希望している人が殆どであった。そのため、とりあえず生活保護受給の手続きを行い、人によっては破産手続きとなった。前者は生活保護決定の後、保護課の就労支援を受けており、本事業の就労支援につながらなかった例も複数あった。しかし、補助的にネットでのアルバイト探し、ハローワークへの登録、履歴書の書き方や面接のアドバイスも実施した。

退職した会社の寮の退去、退職手続き、会社からの貸付物品の返却等、本人がなかなか自分で行わず、会社からの求めで当団体が援助することも複数回あった。

県社協との協力については、貸付金対象者について時折情報交換を行って進めた。

その他就労支援について

以前より関わりがあった東京のNPO法人育て上げネットが企画する就労支援プログラムを受講し、対象者1名がバグトレの研修を受講した。

(エ) <相互交流支援業務>

a 交流会開催

これまで7年間、社会的養護経験者と関わり、交流の場もつくってきたが、他人とのコミュニケーションが難しい対象者が多く、同じ境遇の人と交流することを望む対象者は殆どおらず、単独で日時を約束して訪れ、職員と話をするなどパターンが多かった。

児童養護施設職員などからは、対象者同士が交流することで生じる悪影響の懸念を示されることもあるなど、難しさを感じていた。

本事業では、改めてニーズを把握し、児童養護施設等関係者で運営している退所者のための施設等と協力して、対象者同士が意見交換、情報交換、自助グループ活動を気軽に行うことができる場を提供するとともに、必要に応じて対象者からの相談に応じる等の支援を行っていく体制をとったが、積極的な利用はまだなかった。

そのような中、これまでイベントとして行っていた対象者同士の交流会を2回実施した。1回目の交流会は45名に、2回目の交流会は47名に通知を送り、1回目、2回目とも4名の参加があった。1回目・2回目とも参加したのは2名、2回目に参加の2名は初めての参加だった。1回目は、対象者が職員と1対1で話していることが多く、対象者相互の交流があまり見られなかったが、それぞれに調理を楽しんでいた。2回目の交流会ではできるだけ対

象者同士の交流ができるよう促した。参加者は次第に打ち解けた雰囲気となり、参加者同士で話している様子も見られたほか、自分の得意な面を生かして、途中で材料を買いに行つて予定以外のものを作ったり、作業が遅れている人を手伝ってあげたりするという交流も見られた。現在求職中でなかなか求職活動が進まなかった対象者は、自分以外の参加者全員が仕事に就いていることを知って、改めて自分の状況を認識する機会となった様子だった。

交流会詳細	参加者数	従事者数
① 日時：8月23日（金）11:00～15:00 場所：エル・パーク仙台 食のアトリエ 内容：クッキング（目玉焼きハンバーグ、かき氷）	4	4
② 日時：2月20日（木）11:00～14:00 場所：エル・パーク仙台 食のアトリエ 内容：クッキング（お好み焼き、焼きそば、クレープ）	4	5
延べ人数 計	8	9

b 職業紹介冊子発行

aに記載したように、相互交流は難しいことではあるが、今年度は職業紹介の冊子に、ロールモデルとなる退所者等に原稿を依頼し、「お仕事について、先輩に聞いてみよう！」を発行した。今後、交流ツールとして利用していく。

c 上記 a、bに記載したように、単に場所を提供するだけでなく、相互交流する機会を受託者が主体となって2回企画、実施を行った。その際、下記 dについても留意した。

d 対象者同士の安全及び衛生の確保並びにプライバシーの保護に配慮するとともに、利用にあたっての遵守事項をあらかじめ定め、利用者にも周知する。

(オ) 安全及び衛生の確保

対象者との同席は必ず職員2名を充てた。非常時に備え、発電機、防災グッズ、食料備蓄等を準備した。

衛生面については、マスク着用、消毒薬準備等を行い、清掃等も適宜実施した。

(カ) プライバシー保護

契約書の定めにある、個人情報保護、当団体の個人情報保護規定、仙台市の個人情報保護に関する計画書に則り、文書の保管等にも留意して事業を進めている。

利用にあたっては、本人に登録をしてもらい、本事業についての説明を行っている。

部屋を使用する場合の約束、プリペイド携帯貸与についての規則等を説明し、書面を渡しているほか、本人との書類のやり取りなどをする際は十分説明し、遺漏のないよう努めている。

6. 事業計画・実績報告等について

下記についてはほぼ遺漏なく行ったが、退職・中途採用の者についての報告が遅れたため、本報告書に添付する。

- ・事業計画書及び収支予算書を発注者に提出する。
- ・支援コーディネーター（管理者）、生活相談支援員及び就労相談支援員の名簿を提出し、変更が生じる場合は、速やかに変更後の名簿を提出する。必要なものについてはその承認を得る。
- ・事業実施中においては、月ごとの実施状況報告書を翌月15日までに提出する。
- ・事業完了時においては、実績報告書及び収支決算書、その他発注者が必要と認める書類を提出する。
- ・その他、適宜進捗状況を報告し、調整を図る。

7. 業務実施における注意事項

下記について留意しつつ事業を実施した。

- (1) 「社会的養護自立支援拠点事業実施要綱」（令和6年3月30日付こ支家第183号こども家庭庁支援局長通知）及び「社会的養護経験者等への支援に関するガイドライン」（令和6年3月30日付こ支家第186号こども家庭庁支援局長通知）に基づいて実施する。
- (2) 本業務の履行に関連する法令及び条例等を遵守し、誠実に業務を行う。
- (3) 実施に際し、支援対象者からはいかなる名目でも料金を徴収しない。
- (4) 児童相談所や施設等の関係機関と連携を密にし、効果的な支援ができるよう努める。
- (5) 支援対象者及び保護者の意向に配慮すること。事業を実施するにあたっては、支援対象者が利用しやすい時間・曜日等に配慮するなど、信頼関係の構築に努める。
- (6) 本業務遂行にあたり個人情報を取り扱う場合には、秘密保持に関するすべての法令、契約書の条項及び別記「個人情報等の取扱いに関する特記仕様書」及び「行政情報の取扱いに関する特記仕

様書」を遵守しなければならない。なお、本業務に従事する者には、児童福祉法第34条の7の2第5項により守秘義務が課されていることに留意する。

- (7) 著作権、肖像権等、他の個人・団体等の権利を侵害しないよう十分留意する。
- (8) 本業務に関するクレームが発生した場合は、迅速かつ誠実に対応するとともに、発注者に報告する。
- (9) 発注者と定期的に打合せを行う。また、その打合せにおいて定められた事項は遵守する。
- (10) 対象者が仙台市に居住していない場合であっても、緊急を要する場合には支援を行う。また、対象者が仙台市外に転居する場合、転居先の関係機関との連絡調整を行う等の必要な措置を講ずることにより、転居先でも対象者が支援を受けられるよう努める。

#### 8. その他

以下のことについて遵守し、事業を実施した。

- (1) 本業務は宮城県と仙台市が共同で実施するため、本仕様書の総事業費を2分の1にした金額で、宮城県及び仙台市各々と契約する。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、宮城県、仙台市及び受託者が協議して定める。
- (3) 本業務にかかる協議、打合せ等の必要経費及びその他の経費は全て受託者の負担とする。
- (4) 他の業者への引継ぎがある場合は、受託者は誠実に対応する。
- (5) 本業務を履行するにあたり、業務の一部（主たる部分を除く。）について委任、又は事前に書面で申請し、発注者の書面による承諾を得た場合以外は、第三者へ業務のすべてを委任、又は請け負わせない。
- (6) 業務上知り得た秘密を漏らさない。業務委託契約が終了した後も同様とする。
- (7) 委託事業の実施に伴って取得した物品、特許権及び著作権等は発注者に帰属することを理解して業務を遂行する。
- (8) 本業務に関する書類は、業務完了後5年間保存する。

#### 添付書類

- ・従事者変更届